

# 太陽光発電施設に係る規制強化（条例改正案骨子）

制定から6年経過した太陽光条例について、取り巻く環境の変化等を踏まえ、今般、許可制の導入や指導権限の強化など、全面的な見直しを実施する。

## 1 これまでの取組と見直しの経緯

- ✓ **太陽光条例施行（H29.7）以降、約300件**の太陽光発電施設の事業計画書の届出を受理  
 〈H31：70件(ピーク) → R4：23件(減少傾向)〉  
 この間、地元との調整や防災面の指導等により、一定の効果を発揮 〈9割以上が適正設置〉
- ✓ **環境面**でも、法・条例に加え、小規模案件を対象とした**県調査指針（R2.3）**により対応 〈10件/年程度〉

- ✓ 条例施行後**6年を経過**し、取り巻く環境に変化
  - ▲ パネルの崩落事故への不安
  - ▲ 生物多様性への関心の高まり
  - ▲ パネルの廃棄問題の顕在化



崩落事故



希少種（山林）



希少種（ため池）

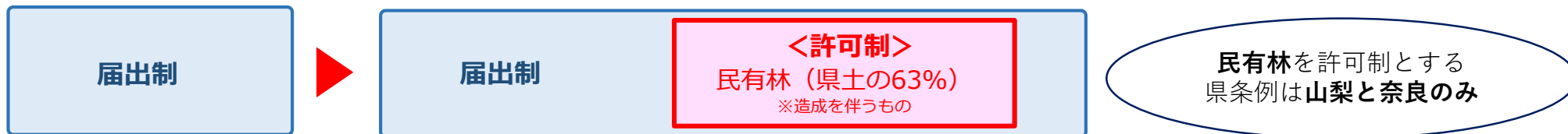
- ✓ 本県の条例制定以降、**他県でも条例制定**の動きが広まり、国においても、**FIT制度の改正**等で規制強化

防災・環境面を中心とした条例改正により  
全国的にもかなり厳しい規制へ

→ 次頁にポイント

## 2 規制強化（条例改正案骨子）のポイント

- (1) 防災面 → ①山林での設置に対する「許可制」の導入 ②事前手続の義務化（森林法、盛土規制法）

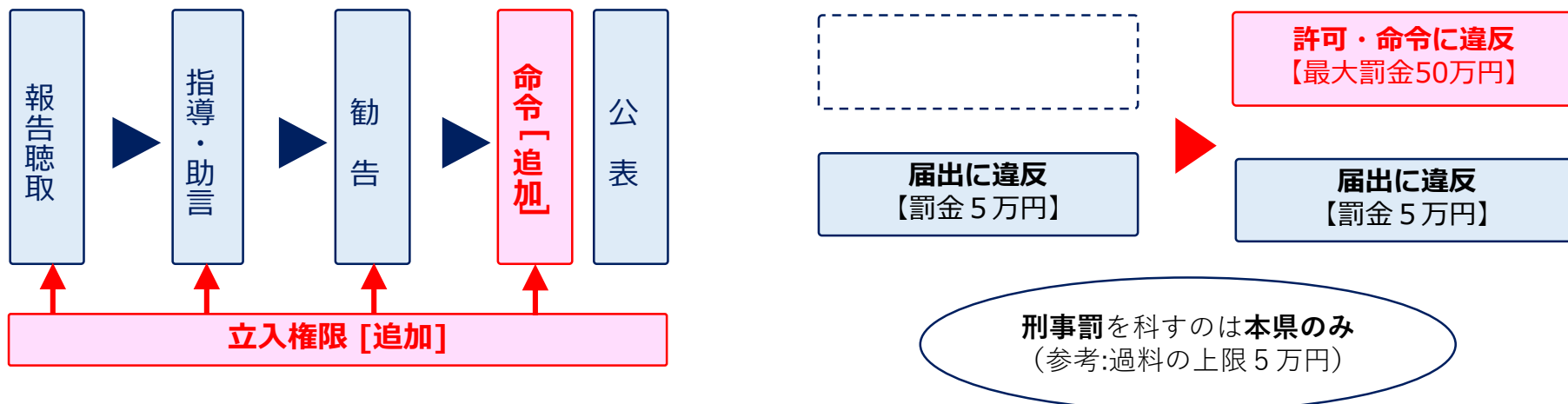


- (2) 生態系 → ①「自然環境との調和」を条例目的に明示、基準の整備 ②事前手続の義務化（環境アセス法令）

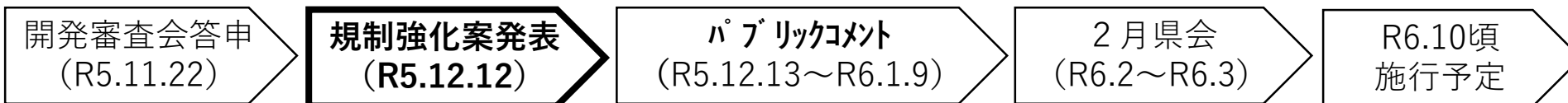
- (3) 廃棄問題 → ①「廃止後の適正な措置」を事業者の責務に追加

※今後の大量廃棄（2030年代後半）に向け、引き続き、中長期的な課題として取り組んでいく

- (4) 実効性の確保 → ①指導権限の強化 ②罰則の強化



## 3 スケジュール



# (参考①) 現在の規制の概要と実績

法令名		太陽光条例 (太陽光:H29～ 風力:H30～)	環境アセス		
			法	条例	調査指針 (太陽光:R2～)
			(風力:H18～ 太陽光:R2～)		
(事業区域面積等) 規模	太陽光	<b>5,000m<sup>2</sup>以上</b> (権限移譲市町は1,000m <sup>2</sup> ) たつの・小野・三田・朝来・多可	<b>100ha以上</b> (4万kW)	<b>5ha以上</b> (2千kW)	<b>5,000m<sup>2</sup>以上</b> (200kW)
	風力	<b>1,500kW以上</b> (国立公園等は500kW)	5万kW以上	1,500kW以上 (国立公園等は500kW)	—
立地		全て (山林、農地、ため池 等)	全て		山林、ため池
基準等 (届出)		① 景観・緑地 ② 防災 (地盤) ③ 安全性 (ハ°礼) ④ 廃止後の措置 ⇒ 県：指導・助言、勧告、公表 + 近隣説明	評価 (動植物に配慮) ⇒ 県：知事意見		調査 (貴重種に配慮) ⇒ 県：事業者へ指導
実績	太陽光	<p>累計<b>283</b>件</p>	実績なし	1件(手続中)	<p>累計<b>35</b>件</p>
	風力	実績なし	2件(手続中)	1件(稼働中)	—
調整例		① 適正設置：272件 (約96%) ② 指導・助言等：6件 ③ 中止：3件 ④ 事故時の指導：2件	—	—	① 貴重種の移植 ② 外来植物の除去 ③ 代償ビオトープ創出 ④ 生息エリアの一体保護

# (参考②) 設置場所別の課題と規制強化案

	山林	ため池	農地
防 災	▲ 崩落事故の発生等	(山林に比べ大きな課題はみられない)	
生 態 系	▲ 希少種などの重要な動植物に影響を及ぼす可能性		(山林、ため池に比べ可能性は低い)
そ の 他	▲ 今後の使用済パネルの廃棄問題に対する懸念		▲ 営農型パ <sup>o</sup> 初への対応 ⇒ 国で対応中

## 規制強化

	現行	改正案
防 災	○ 届出制	☆ 「許可制」の導入 (対象：民有林(県土の63%)) ☆ 手続の強化 (森林法、盛土規制法等の事前手続を義務化)
生 態 系	(条例に規定なし)	☆ 「自然環境との調和」を条例目的に追加、施設基準を整備 ☆ 手続の強化 (環境アセス法令の事前手続を義務化)
指導権限	○ 指導・助言、勧告、公表 ○ 罰則：罰金5万円	☆ 「命令」「立入権限」を指導権限に追加 ☆ 罰金：最大50万円
廃棄処理	(条例に規定なし)	☆ 「適切な廃棄」を事業者の責務に追加

パネルの廃棄問題へは、国の動きも参考に  
継続課題として検討していく